

識別章の番号標及び識別番号の管理要領（例規甲）

〔平成14年9月20日〕
兵警装例規甲第21号

識別章の番号標及び識別番号の管理要領を下記のように定め、平成14年10月1日から実施する。

記

1 趣旨

この要領は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）に規定する識別章の番号標及び識別番号の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 管理体制

(1) 番号標管理責任者

ア 警察本部（以下「本部」という。）に、番号標管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

イ 管理責任者は、総務部装備課長をもって充てる。

ウ 管理責任者は、番号標及び識別番号に関する事務を総括する。

(2) 番号標取扱責任者

ア 所属に、番号標取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

イ 取扱責任者は、本部の所属（警察学校を含む。以下同じ。）にあつては次席、次長、副隊長又は副校長を、警察署にあつては副署長（以下「次席等」と総称する。）をもって充てる。

ウ 取扱責任者は、所属における番号標及び識別番号の管理について責任を負う。

(3) 番号標取扱担当者

ア 所属に、番号標取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置く。

イ 取扱担当者は、本部の所属にあつては庶務担当の所属長補佐等（兵庫県警察における文書の管理に関する訓令（平成13年兵庫県警察本部訓令第14号）第2条第2号に規定する所属長補佐等をいう。）（所属長補佐等の配置のない所属にあつては庶務担当の係長（それに相当する職にある者を含む。））を、警察署にあつては会計課長（会計課長の配置のない警察署にあつては会計係長又は会計係主査）をもって充てる。

ウ 取扱担当者は、取扱責任者の指揮を受け、所属における番号標及び識別番号の適正な管理に努める。

3 番号標の管理

(1) 所属管理

番号標の管理は、各所属において、行うものとする。

(2) 番号標の貸与及び返納

ア 取扱責任者は、警察官がその身分を失ったとき、休職を命ぜられたとき、又は異動により他の所属に転出するときは、当該警察官に貸与している番号標を返納させるものとする。

イ 取扱責任者は、警察官が異動により他の所属から転入してきたときは、当該警察官に対して、番号標を貸与するものとする。

(3) 番号標管理簿

取扱責任者は、前記(2)の規定により番号標を貸与し、若しくは番号標の返納を受けたとき、又は5の規定により番号標の損傷、亡失等の報告を受け、若しくは代品を貸与したときは、番号標管理簿（別記様式）に、所要の事項を記載し、その経過を明らかにしておくとともに、その写しを管理責任者に送付するものとする。

4 識別番号の管理

(1) 識別番号の表示内容

識別番号のアルファベット2文字は職名又は所属の記号を、数字3けたは警察官の個人番号をそれぞれ示す。

(2) 識別番号の付与

ア 別表第1左欄に掲げる職にある警察官の識別番号は、それぞれ同表右欄に掲げる職名記号及び個人番号によるものとする。

イ 取扱責任者は、次に掲げるところにより、前記アの警察官以外の警察官に対して、識別番号を付与するものとする。

(ア) 識別番号の所属記号は、別表第2のとおりとする。

(イ) 識別番号の個人番号は、所属長を「001」、次席等を「002」として、その他の警察官に「003」からの一連番号を付与する。

5 番号標の亡失時等の取扱い

(1) 損傷、亡失等の報告

ア 警察官は、番号標を損傷、亡失等したとき、又は亡失等した番号標を発見したときは、速やかに取扱責任者に報告しなければならない。

イ 前記アの報告を受けた取扱責任者は、所属長の指揮を受け、事実を調査の上、警察本部長に報告（総務部装備課経由）しなければならない。

(2) 代品の貸与等

取扱責任者は、警察官が番号標を損傷、亡失等したときは、管理責任者と協議の上、当該番号標に代えて、新たな番号標を当該警察官に貸与するものとする。

別記様式 （略）

別表第1 (4の(2)のア関係)

職 名	識 別 番 号	
	職名記号	個人番号
本 部 長	A	001
総 務 部 長	B	001
警 務 部 長	C	001
神戸市警察部長 兼 首席監察官 兼 第一方面本部長		002
警務部参事官 兼 警務課長		003
警務部参事官 兼 第二方面本部長		004
警務部参事官 兼 第三方面本部長		005
刑 事 部 長	D	001
刑事部参事官 兼 組織犯罪対策局長		002
刑事部参事官 兼 生活安全部参事官		003
生 活 安 全 部 長	E	001
地 域 部 長	F	001
交 通 部 長	G	001
交通部参事官		002
警 備 部 長	H	001
警 察 学 校 長	I	001

別表第2 (4の(2)のイの(ア)関係)

所属名	識別番号	
	所属記号	個人番号
総務課	B	A 001～
県民広報課		B 001～
会計課		C 001～
装備課		D 001～
情報管理課		E 001～
留置管理課		F 001～
警務課	C	A 002～
教養課		B 001～
厚生課		C 001～
監察官室		D 001～
刑事企画課	D	A 001～
捜査第一課		B 001～
捜査第二課		C 001～
捜査第三課		D 001～
鑑識課		G 001～
科学捜査研究所		H 001～
機動捜査隊		I 001～
組織犯罪対策課		E 001～
暴力団対策課		F 001～
薬物銃器対策課		J 001～
生活安全企画課	E	A 001～
人身安全対策課		F 001～
生活経済課		D 001～
生活環境課		B 001～
少年課		E 001～
サイバー 犯罪対策課		G 001～
生活安全 特別捜査隊		C 001～
地域企画課	F	A 001～
地域指導課		E 001～
通信指令課		B 001～

機動パトロール隊		C	001～
鉄道警察隊		D	001～
交通企画課	G	A	001～
交通規制課		B	001～
交通指導課		C	001～
交通捜査課		D	001～
運転免許課		E	001～
運転免許試験場		F	001～
交通機動隊		G	001～
高速道路 交通警察隊		H	001～
公安第一課	H	A	001～
公安第二課		B	001～
公安第三課		C	001～
警備課		D	001～
災害対策課		E	001～
外事課		F	001～
機動隊		G	001～
警察学校	I	A	002～
初任科生		B	001～

警察署名	識別番号		
	所属記号	個人番号	
東灘署	K	A 001～	
灘署		B 001～	
葺合署		C 001～	
生田署		D 001～	
兵庫署		E 001～	
長田署		F 001～	
須磨署		G 001～	
垂水署		H 001～	
神戸水上署		I 001～	
神戸西署		J 001～	
神戸北署		K 001～	
有馬署		L 001～	
芦屋署		L	A 001～
西宮署			B 001～
甲子園署	C 001～		
尼崎南署	D 001～		
尼崎東署	E 001～		
尼崎北署	G 001～		
伊丹署	H 001～		
川西署	I 001～		
宝塚署	J 001～		
三田署	K 001～		
篠山署	L 001～		
丹波署	M 001～		
明石署	M		A 001～
三木署			B 001～
小野署		H 001～	
加東署		C 001～	
加西署		D 001～	
西脇署		E 001～	
加古川署		F 001～	
高砂署		G 001～	
姫路署		A 001～	
飾磨署		B 001～	

網干署	N	C 001～	
福崎署		D 001～	
たつの署		E 001～	
相生署		F 001～	
赤穂署		G 001～	
佐用署		H 001～	
宍粟署		I 001～	
朝来署		O	A 001～
養父署			B 001～
豊岡南署	D 001～		
豊岡北署	E 001～		
美方署	G 001～		
洲本署	P	A 001～	
淡路署		B 001～	
南あわじ署		D 001～	